

復興応援事業運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、復興応援事業運営業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

令和元年東日本台風災害から5年という節目の年に復興応援事業を実施することで、被災地区の活性化と市民の防災・減災意識の更なる向上を図るとともに、ボランティアや関係機関などこれまで様々にご支援いただいた方との絆をつなぐことを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務等の名称

復興応援事業運営業務委託

(2) 業務の内容

別紙「復興応援事業運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

(4) 事業費の上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに第72条の80及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に100分の10を乗じて得た額とする。

4 プロポーザル方式の採用理由及び選定方法

本事業は、標準的な実施方法が確立されていないことから、事業者の専門的な知識及び経験から事業の実施についての提案を受け、仕様を決定するプロポーザル方式とする。

選定方式は、復興応援事業に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較検討することで、最も適格と判断される事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

5 実施スケジュール

(1) 実施の告示

令和6年4月9日（火）

- | | |
|------------------|--|
| (2) 質疑の受付 | 令和6年4月9日（金）から令和6年4月22日（月）まで |
| (3) 質疑に対する回答 | 令和6年4月9日（火）から令和6年4月26日（金）まで |
| (4) 参加申込書等の受付 | 令和6年4月9日（火）から令和6年5月1日（水）まで
土日祝日を除く。受付時間 午前9時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。 |
| (5) 企画提案書等の受付 | 令和6年4月9日（火）から令和6年5月8日（水）まで
土日祝日を除く。受付時間 午前9時から午後5時まで。
ただし、正午から午後1時までを除く。 |
| (6) プレゼンテーションの実施 | 令和6年5月15日（水）午後1時半から |
| (7) 選定結果の通知 | 選定後速やかに通知 |
| (8) 仕様の協議及び見積 | 令和6年5月下旬（予定） |
| (9) 契約の締結 | 令和6年5月下旬（予定） |
| (10) 事業の開始 | 令和6年5月下旬（予定） |

6 提案者に求められる資格要件

本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者とする。

(1) 一般的事項

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 長野市建設工事入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
- カ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- キ 経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい十分な知識、経験、技術を備えており、かつ事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。
- ク 長野市役所で行うプレゼンテーション及び打ち合わせ等に参加できる者であること。

(2) 本事業の遂行のために必要な事項

過去３年以内に、国又は地方自治体と本業務と同種又は類似の契約を締結し、誠実に履行した実績がある者

7 実施の告示

長野市ホームページに掲載

長野市ホームページ トップページ＞防災・安全＞災害情報＞令和元年東日本台風（台風第19号）災害関連情報＞復興応援事業

8 質疑及び回答

説明会を開催しないことから、疑問点等はこれをもって問い合わせること。

(1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（様式１）を電子メールに添付し、事務局宛てに送信した上、着信確認の電話連絡をすること。

(2) 回答方法

ア 質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて長野市ホームページにおいて公表する。

イ 電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は、受け付けない。

ウ 質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

9 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式２）

イ 法人概要調書（様式３）

※その他、会社概要又は会社概要パンフレットがあれば添付（写し可、様式任意）

(2) 提出方法

持参又は郵送により事務局へ提出すること。ただし、郵送の場合は、本市への送達が照明できるし書留等によるものし、受付期間内に到達したものを有効とする。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）・・・代表者印を押印
- イ 見積金額及びその積算内訳書（様式4）
- ウ 業務担当者調書（様式5）
- エ 総括責任者の経歴及び実績等調書（様式6）
- オ 市税等の滞納がないことの証明書（写し可）

(2) 企画提案内容

別紙、仕様書において定めている業務内容

(3) 提出部数

正本1部、副本5部（副本はコピーも可とする。）

(4) 提出方法

持参又は郵送により事務局へ提出すること。ただし、郵送の場合は、本市への送達が照明できるし書留等によるものし、受付期間内に到達したものを有効とする。

(5) その他

- ア 上記提出書類は、A4判左綴りとし、任意書式で作成すること。なお、資料の作成上、A3判が確認しやすい場合は、A3判の利用も可とする。また、ファイル等への綴じ込みも可とする。
- イ 1事業者が複数の提案をすることは認めない。
- ウ 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- エ 指定の様式によらないもの及び必要書類が整っていないものは失格とする。

11 提案内容の審査及び結果通知

(1) 選定委員会の設置

委託事業者は、「復興応援事業運営業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置して選定する。

(2) 選定方法

選定委員会は、提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、提案の内容を総合的に評価し、最も評価の高い企画提案者を委託契約優先交渉権者とする。

なお、評価基準及び配点は、「別表1」のとおりとする。

(3) 審査結果通知

選定結果は、決定後速やかに企画提案書等を提出したすべての事業者に対し、電子メール及び郵送（書面）によって通知する。

(4) 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とする。評価項目や見積価格に対しての具体的な配点や評価点等についても、今後の事業者選定に対し支障を及ぼす恐れがあるため、非公開とする。評価順位についても、当該法人等の競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるため、非公開とする。また、審査及び選定結果並びに当該内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(5) プレゼンテーションの実施

ア 日時 令和6年5月15日（水）午後1時半～（開始時間は個別に連絡）

イ 場所 長野市役所第一庁舎4階 会議室141

ウ 企画提案の所要時間 プレゼンテーション20分、選定委員による質疑10分

エ その他

Microsoft PowerPoint等を用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。

パソコン、プロジェクター、スクリーン及びポインターは事務局で用意するが、参加者の持ち込みも可とする。なお、その場合は事前に事務局まで連絡すること。

12 仕様の協議及び見積

- (1) 優先交渉権者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、実行委員会と受託者が協議する。協議が整った場合は、長野市契約規則に定める随意契約の手続きにより改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、契約書を取り交わすものとする。なお、契約締結前に不可抗力や実行委員会の都合により本事業が中止となった場合、仕様及び見積作成にかかった費用の支払いについては協議の上、決定する。
- (4) 実行委員会は、契約締結後においても受注者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- (5) 契約に際しては、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付すること。

ただし、長野市契約規則第40条を適用し、当該要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (6) 委託料の支払いは、業務が終了した際に提出される報告書に基づき、市が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払うものとする。
- (7) 委託期間終了後に委託契約額を確定した結果、委託事業の実施により発生した収入がある場合は、委託料を減額する。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出期間終了後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。
- (4) 提出書類は、原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年9月25日条例第30号）に基づく開示請求があった場合は、提案者が事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではない。
- (5) 提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において、複製を作成することがある。

14 その他

- (1) 本プロポーザルに関する手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加申込書等を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送の方法により、参加辞退届を事務局へ提出すること。
- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

ア 「6 提案者に求められる資格要件」の要件を満たさない者

イ 正当な理由がなくプレゼンテーションに不参加もしくは遅れた者

ウ 企画提案書において「3 契約の概要」に示す事業費の上限額を超える金額を提示した者

エ 提出書類に虚偽を記載した者

オ その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗

に反する行為を行った者

15 労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

16 事務局

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

復興応援事業実行委員会事務局（秘書課復興対策室内）

担当者：久保

電 話：026-224-4850

F A X：026-224-1302

E-mail：fukko@city.nagano.lg.jp（「@」は半角としてください）

※連絡は、原則として電子メールを利用し、件名を「復興応援事業運営業務委託 ○○について」とすること。

別表 1

評価基準	審査の視点		配点				
			大変 優れて いる	優れて いる	普通	やや 劣る	劣る
①業務理解度	本事業の目的を的確に理解しているか		10点	7点	5点	3点	0点
②提案内容の 的確性・実 現性・独創 性	工程に無理がなく実現性があり、作業手 順が効率的であるか		10点	7点	5点	3点	0点
	会場運 営・事 業企 画	円滑な運営が見込める提案である か	20点	14点	10点	6点	0点
		被災地区の活性化に繋がる企画・ 内容となっているか	20点	14点	10点	6点	0点
		市民・来場者が興味をひく企画・ 内容となっているか	20点	14点	10点	6点	0点
		市民の防災・減災に繋がる企画・ 内容となっているか	20点	14点	10点	6点	0点
		関係団体と連携した実施が見込め る提案となっているか	20点	14点	10点	6点	0点
	広 報	実施場所・方法が効果を見込める 提案であるか	10点	7点	5点	3点	0点
		関係機関と連携した相乗効果が見 込めるか	10点	7点	5点	3点	0点
	その他独自の工夫や提案がされている か		10点	7点	5点	3点	0点
③業務実施 体制	業務遂行可能な人員が確保されている か		10点	7点	5点	3点	0点
	会場運営や映像・機器の操作についての 技術的ノウハウがあり、担当者の経験や 実績が十分で、必要な知識等を有してい るか		10点	7点	5点	3点	0点
④実績	過去に類似業務を実施しているか		10点	7点	5点	3点	0点
	業務上で適切な財政基盤及び事業遂行 能力を有しているか		10点	7点	5点	3点	0点
⑤価格	価格が提案内容に対して妥当なもので あるか」		10点	7点	5点	3点	0点
合計			200点				